

補助金一覧【令和元年度評価】

	補助金名	担当課	補助種別	目的	交付先	補助額 (R1実績) 千円	評価結果		
							担当課評価	二次評価	
								今後の方針	評価内容
R1-1	ふれあい夜店及び人権文化まつり補助金	人権文化センター	事業費補助	人権文化の構築と近隣地域及び人権関係団体並びに島本町立人権文化センター利用グループ等との交流を進め、人権尊重のまちづくりに資することを目的とする「ふれあい夜店等実行委員会」に対する補助金	ふれあい夜店等実行委員会	756	見直し	参加者も多く、人権文化センターのPRや人権関係団体と住民との交流、地域の活性化に寄与している。今後は、まつりにおける“人権啓発”を強化することで複合的な人権啓発に取組むことを検討する。	
R1-2	自治会集会所AED設置補助金	コミュニティ推進課	事業費補助	地域における救命体制の充実及びそれに伴う救命率の向上を図り、もって自治会活動における安全・安心の推進及びコミュニティ活動の活性化に寄与する	集会所を持つ自治会	0	見直し	地域における救命体制の充実に向け、自治会等へ設置に向けた働きかけを強化する必要がある。コミュニティ活動の活性化に資するものであるかどうかの検討が必要。	
R1-3	自治会運営補助金	コミュニティ推進課	団体補助(団体育成型)	地域住民の相互交流・文化向上・福利厚生等を図り、住民自治を進め、連帯感のある明るいまちづくりに寄与することを目的に実施される自治会運営事業に対し交付するもの	町内の一定要件を満たす自治会	3,772	見直し	他自治体の事例を研究し、事業補助への転換等について検討する必要がある。	
R1-4	自治会長連絡協議会運営補助金	コミュニティ推進課	団体補助(団体育成型)	町内各自治会の意見交換と親睦を図り、町及び各自治会の発展と住民福祉の向上を目的とする。	島本町自治会長連絡協議会	270	見直し	自治会相互の情報共有や親睦を図り、各自治会の発展とともに住民福祉の向上に資するものであるため、今後も継続して補助が必要。	
R1-5	第二コミュニティセンター管理運営補助金	コミュニティ推進課	その他	地域住民の相互交流・文化向上・福利厚生を図り、連帯感のある明るいまちづくりに寄与する	第二コミュニティセンター管理運営委員会	1,350	見直し	平成27年度～28年度にかけて見直しを行い、平成29年度から新たな体制で当施設の管理運営を実施しており、現時点では、補助金の目的に沿った運営が認められる。今後も継続して管理運営の状況を注視していく。	
R1-6	島本共栄会街路灯等管理補助金	危機管理室	事業費補助	街路灯等にかかる維持管理等の活動を行い、犯罪のない明るく住みよいまちづくりを進める。	島本共栄会	450	継続	町で同地域に同レベルで防犯灯を新設、維持管理をする費用と比較して、この補助金は妥当であり、継続する必要があると考える。	
R1-7	島本町防犯委員会運営補助金	危機管理室	団体補助(町施策補完型)	関係機関と連携を図り、町内での防犯活動を実践し、犯罪のない明るく住みよいまちづくりの活動を行うため。	島本町防犯委員会	360	見直し	防犯行政の一躍を担い、高機警察署をはじめとした防犯機関と深く連携し機能しており、会の維持、継続は不可欠である。	
R1-8	島本町社会福祉協議会事業運営補助金	福祉推進課	団体補助(町施策補完型)	社会福祉事業活動を推進する。	島本町社会福祉協議会	30,059	継続	地域福祉、住民福祉などの向上に寄与する運営母体であり、今後も継続して町が補助していく必要がある。	
R1-9	福祉ボランティア活動推進事業補助金(社会福祉協議会)	福祉推進課	事業費補助	社会福祉協議会ボランティアセンターが行う各種ボランティア養成やボランティア活動支援等に対する助成を行い、ボランティア活動の推進を図る。	島本町社会福祉協議会	1,204	継続	一定のニーズ、効果があると考えられることから、事業を継続していく必要がある。	

補助金一覧【令和元年度評価】

							評価結果	
補助金名	担当課	補助種別	目的	交付先	補助額 (R1実績) 千円	担当課評価	二次評価	
							今後の 方針	評価内容
R1-10	小地域ネットワーク事業補助金 (社会福祉協議会)	福祉推進課	事業費補助	島本町社会福祉協議会が地区福祉委員会を中心に実施する「小地域ネットワーク活動」の事業を支援し、地域福祉の推進を図る。	島本町社会福祉協議会	7,078	一定のニーズ、効果があると考えられることから、事業を継続していく必要がある。	継続 地域の見守り等にも寄与しており、今後ますますニーズが増す事業と考えられ、継続する必要がある。
R1-11	日常生活自立支援事業補助金 (社会福祉協議会)	福祉推進課	事業費補助	判断能力が不十分な高齢者・障害者の金銭管理等を支援する事業への補助を行い、地域福祉の推進を図る。	島本町社会福祉協議会	1,977	一定のニーズ、効果があると考えられることから、事業を継続していく必要がある。	継続 高齢者・障害者等への金銭管理等の日常生活支援を行う事業であり、公益性は高い。成年後見制度における法人後見・市民後見の導入検討や、府社協の支援状況等の動向を踏まえて、適切な補助に努められたい。
R1-12	島本町障害者短期入所事業に係る送迎費用助成金	福祉推進課	事業費補助	障害者への短期入所事業を実施する社会福祉法人等に対し、当該事業の送迎に係る費用に対する助成金を交付することにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。	三島ブロック内の障害者短期入所事業所で、本町の利用者に送迎サービスを提供する施設	6	令和元年9月末をもって廃止する。	廃止 (令和元年9月末で廃止済み)
R1-13	島本町火葬料補助金	福祉推進課	その他	住民が死亡又は死産した場合において、火葬を行った者に対し、その費用の一部を補助し、もって住民の福祉に資することを目的とする。	申請者	1,738	町内に火葬場がないことから、火葬料については他市町村よりも負担が大きくなっている事実があり、中でも特に非課税世帯に対して補助していることを鑑み、今後も継続していく必要がある。	継続 本町に火葬場がないという事情を鑑みると、継続する必要がある。
R1-14	島本町赤十字奉仕団補助金	福祉推進課	団体補助(町施策補完型)	地域社会の福祉の増進と日本赤十字活動の支援を図るため、島本町赤十字奉仕団の活動に必要な経費に対して補助を行う。	島本町赤十字奉仕団	45	地域社会の福祉の増進に寄与する活動への補助金であり、今後も支援が必要である。	見直し 公益性が高く、地域福祉の推進に資する活動への補助であるが、繰越等の状況を踏まえ、補助額の見直しや精算の実施について検討されたい。
R1-15	島本町民生委員児童委員協議会補助金	福祉推進課	事業費補助	島本町民生委員児童委員協議会が地域福祉の向上を図るために実施する事業に対し必要な経費に対して補助を行う。	島本町民生委員児童委員協議会	450	地域福祉の推進に必要な活動への補助であり、継続的な支援が必要である。	見直し 公益性が高く、地域福祉の推進に資する活動への補助であるが、補助割合が比較的低く繰越が多い等の状況を踏まえ、補助額の見直しや対象経費の明確化、精算の実施について検討されたい。
R1-16	高槻地区保護司会島本地区会補助金	福祉推進課	団体補助(町施策補完型)	高槻地区保護司会島本地区会が犯罪者や非行少年の更生及び社会復帰のために実施する事業に対し必要な経費に対して補助を行う。	高槻地区保護司会島本地区会	36	高槻・島本地区として合同で保護司会としての活動を行っており、今後も継続して支援が必要である。	継続 更生保護や犯罪・非行予防に取り組み、公共の福祉に寄与していることから、継続する必要がある。
R1-17	年長者健康と生きがいづくり補助金	いきいき健康課	事業費補助	年長者を対象として、スポーツ事業、講演会、ハイキング等を行い、健康の増進と生きがいづくりの創出を図る。	島本町年長者クラブ連合会	950	高齢者を対象とした各種事業を実施することにより、健康増進と生きがいづくり、閉じこもり防止などの効果があり、今後も継続して支援が必要である。	継続 高齢化が進行する中で、今後も必要な事業と考える。今後も多くの住民が参加できるよう周知に努め、新たな企画等を検討されたい。
R1-18	年長者クラブ連合会補助金	いきいき健康課	団体補助(団体育成型)	地域における年長者クラブ連合会事務の推進を図る。	島本町年長者クラブ連合会	533	年長者を対象とした各種事業を実施することにより、健康増進と生きがいづくり、閉じこもり防止などの効果があり、今後も継続して支援する必要がある。	見直し 単位クラブの連携を図るほか、高齢者のための全町的な事業等も行っており、高齢者福祉の推進に寄与する団体への助成である。今後は、近隣自治体の状況を踏まえた町独自上乗せ基準の見直しや、精算の実施、事業費補助化について検討されたい。なお、同団体への事業補助としては、別に「年長者健康と生きがいづくり補助」があり、この補助との整理・統合等についても併せて検討されたい。
R1-19	島本町単位年長者クラブ補助金	いきいき健康課	事業費補助	地域における年長者クラブの事業及び活動の推進を図る。	年長者単位クラブ(25クラブ)	1,453	年長者福祉の観点から補助を継続する必要があるが、翌年度繰越金が補助額を大きく上回る単位クラブがあり、一定の見直しが必要である。	見直し 高齢者の生きがいづくりや健康づくりを目的としており、一定の役割を果たしているが、繰越金の多い単位クラブもある。他自治体の状況等を踏まえ、町独自上乗せ基準の見直しや、対象経費の明確化と精算の実施について検討されたい。

補助金一覧【令和元年度評価】

R1-20	高槻交通安全協会事業補助金	都市整備課	団体補助(町施策補完型)	交通事故をなくし、良識ある運転者の育成、すべての道路利用者の交通安全モラルの普及と高揚に努め、安全で快適な道路交通環境の実現を目指し活動を行う高槻交通安全協会に対し補助金交付するもの。	高槻交通安全協会	90	住民への交通道徳及び人命尊重意識の高揚に努め、必要かつ効果的な交通安全対策を実施し、交通事故をなくす運動を推進しており、継続して支援が必要である。	評価結果	
								今後の方針	二次評価 評価内容
R1-21	島本町交通安全推進協議会運営補助金	都市整備課	団体補助(町施策補完型)	交通事故をなくし、交通安全対策を推進する活動を行う島本町交通安全推進協議会に対し補助金交付するもの。	島本町交通安全推進協議会	204	住民への交通道徳及び人命尊重意識の高揚に努め、必要かつ効果的な交通安全対策を実施し、交通事故をなくす運動を推進しており、必要な補助と考えられる。	見直し	児童・生徒への交通安全教室の実施等、町の交通安全対策の推進に寄与している。既に金額見直しを実施しているが、今後も事業実績を踏まえ、必要に応じ補助金額の見直しを検討されたい。
R1-22	島本町商工会	にぎわい創造課	事業費補助	島本町商工会が行う商工業振興事業に要する費用の一部を補助することにより、商工会の健全な発展を図り、もって町内の商工業の振興に寄与する	島本町商工会	4,012	町内の商工業の振興に寄与することを鑑み継続。	見直し	町内の商工業の振興に寄与する事業であり、今後も支援が必要であるが、より効率的・効果的な支援を図るため、他自治体の状況も参考に、補助対象経費の明確化、補助金算定基準の見直し、精算の実施などについて検討されたい。
R1-23	離宮の水保存会補助金	にぎわい創造課	その他	名水百選に認定された「離宮の水」を後世に継承するとともに、誰からも愛される名水として保存する。	離宮の水保存会	876	大阪府内で唯一名水百選に指定され、まちの魅力の一つであるため、今後も離宮の水を保存するためには、継続して支援が必要である。	継続	本町の魅力の一つである離宮の水を継承していく上で必要な補助である。今後、維持・修繕費用が増加していく可能性もある中で、安定した給水を維持するため、ふるさと納税の周知や利用者からの協力金徴収など、他の財源の確保についても検討されたい。
R1-24	一般社団法人島本町シルバー人材センター運営補助金	にぎわい創造課	団体補助(町施策補完型)	高齢者の雇用創出を目的とする	一般社団法人シルバー人材センター	5,739	高齢者の社会参加に寄与することを鑑み継続して支援が必要である。	見直し	高齢者の就労支援に寄与する事業への助成であり、支援の継続が必要と考える。今後は、他自治体の制度等を参考に、補助対象経費や補助算定基準の明確化について検討されたい。
R1-25	島本町農林業祭実行委員会補助金	にぎわい創造課	事業費補助	農林業等の振興を図るため、町内で生産された農林産物等を展示即売し、生産者及び消費者間の相互理解を深めることを目的とする島本町農林業祭実行委員会に対して補助金を交付する	島本町農林業祭実行委員会	1,000	会場の確保や職員の負担などの課題があるため、抜本的な見直しを行い、その結果を踏まえ補助内容の見直しを必要とする。	見直し	多くの集客があるイベントであり、農林業の振興、生産者と消費者の理解を深めることに一定寄与していると考えられる。一方、会場確保等の課題もあることから、今後、担当課評価にあたり、事業内容の見直しを行うとともに、補助対象経費の明確化、精算の実施、補助金額の見直しについても検討されたい。
R1-26	島本町農業振興団体協議会運営補助金	にぎわい創造課	団体補助(町施策補完型)	農業を発展させるための体制を整えるとともに、本町における都市農業の確立、農業経営の安定合理化及び農業者の社会的地位向上を図る	島本町農業振興団体協議会	63	朝市への事業補助への変更ができないか検討する必要がある。	見直し	朝市の開催等により、生産者と消費者の交流や地産地消の推進に寄与していると考えられる。今後は、補助対象経費の明確化、精算の実施、事業費補助化について検討されたい。
R1-27	高槻市農業協同組合補助金	にぎわい創造課	事業費補助	農業者の後継者育成を図る	高槻市農業協同組合	135	農業担い手育成にとって必要な事業であり、今後も継続して支援が必要である。	見直し	担い手育成を図るための事業であるが、町補助は低い割合にとどまっており、受講対象者も限られている。今後、参加状況や効果などを検証し、近隣自治体の状況も参考に、継続の要も含め事業のあり方について検討されたい。
R1-28	島本町地下水利用対策協議会補助金	環境課	事業費補助	島本町の地下水の保全をはかり、地下水の適正かつ合理的な利用を推進し、もって生活用水の確保及び地域産業の健全な発達と地下水の汚染及び地盤沈下の防止に資することを目的とする。	地下水利用対策協議会	743	島本町の地下水の保全及び地盤沈下の防止を図るために補助金は必要であるが、調査の頻度については検討する必要がある。	見直し	本町の特徴である地下水を保全し、継続的に活用するための取組であり、継続が必要。今後は、調査頻度の見直しを行うなどにより、効率的に調査を実施されたい。
R1-29	島本町緑と花いっぱい会活動補助金	環境課	団体補助(町施策補完型)	清潔で緑豊かな美しい町づくりに資する	島本町緑と花いっぱい会	720	当該団体の事業規模が縮小していくようであれば、見直しを検討する必要がある。	見直し	緑豊かな美しいまちづくりを目的に活動され、町内の緑化・美化に寄与している。今後は、対象経費の明確化及び精算の実施のほか、会員数の動向等を踏まえた事業内容の見直しについて検討されたい。
R1-30	島本町学校支援「ゆめ本部」運営委員会補助金	教育推進課	団体補助(町施策補完型)	家庭、地域及び学校をつなぐ教育コミュニティづくりを推進するため、学校と地域が協働して子ども達の発達及び教育のことを考え、学校を支援するための具体的な活動を展開していく「島本町学校支援「ゆめ本部」運営委員会」の組織及び運営に対して補助金を交付するもの	島本町学校支援「ゆめ本部」運営委員会	500	放課後学習会や英検対策学習会などの地域の人材を活用した取組は、国の方向性として地域学校協働本部との効果的な連携や協働を推進しているため、さらなる拡充を進めたい。調整のための事務経費が必要となるので、事業費補助への転換は難しい。	継続	学校と連携して子どもたちへの学習支援活動を行い、教育活動の充実や子どもたちの育成に寄与している。引き続き、地域人材の確保を図りながら、事業の推進に取り組みたい。

補助金一覧【令和元年度評価】

	補助金名	担当課	補助種別	目的	交付先	補助額 (R1実績) 千円	評価結果		
							担当課評価	二次評価	
								今後の方針	評価内容
R1-31	島本町立中学校特別教育活動補助金	教育総務課	事業費補助	島本町立各中学校に対し、特別教育活動の振興を図ることを目的とする。	町立中学校	826	町内中学生部活動入部率は高く、90%を超えており、継続して支援が必要である。	見直し	特別教育活動の振興に寄与しているが、支出手法については、経常予算への変更等の見直しについても検討されたい。
R1-32	島本町立小・中学校における児童・生徒派遣に関する補助金	教育総務課	事業費補助	島本町立小・中学校長が学校教育の一環として、対外運動競技及び文化活動の発表等に、学校の代表として児童及び生徒を派遣することに対し、町が補助金を交付することにより、大会等に参加する児童及び生徒の保護者負担を軽減するとともに、本町の体育・文化活動の振興に寄与することを目的とする。	児童及び生徒で、各団体が定める登録人員の範囲内で、試合及び発表等に参加する者	40	大会等に参加する児童及び生徒の保護者負担を軽減するとともに、本町の体育・文化活動の振興に寄与するため継続が望ましい。	継続	大会等に参加する児童及び生徒の保護者負担を軽減するとともに、本町の体育・文化活動の振興に寄与するものであり、今後も適切な支援に努められたい。
R1-33	島本町私立幼稚園就園奨励費補助金	子育て支援課	その他	幼児教育の充実を図るため、本町の町民である、私立幼稚園に在園している幼児の保護者で、経済的理由により入園金及び保育料の負担が大きいものに対し、幼稚園奨励の趣旨に沿い補助金を交付することを目的とする。	(新制度へ移行していない)私立幼稚園の設置者が、当該幼稚園に在園する満3歳児、3歳児、4歳児及び5歳児の園児の保護者に対して保育料等を減免する場合の当該私立幼稚園の設置者	13,692	幼児教育・保育の無償化の開始に合わせ、当該補助金を廃止する。	廃止	(令和元年度末で廃止済み)
R1-34	島本町私立幼稚園在籍園児保護者に対する補助金	子育て支援課	その他	私立幼稚園の振興並びに公私幼稚園の連携及び格差是正を図ることを目的とする。	(新制度へ移行していない)私立幼稚園に在籍する小学校就学の始期前2年から小学校就学の始期に達するまでの幼児の保護者で、幼児と共に町内に住所を有する者	1,888	幼児教育・保育の無償化の開始に合わせ、当該補助金を廃止する方向性として検討する。	廃止	(令和元年度末で廃止済み)
R1-35	島本町いきいき・ふれあい教育事業実行委員会補助金	生涯学習課	事業費補助	島本町の学校・地域・家庭の総合的な教育力の向上を図り、地域社会あがて子どもの健全育成に向けた取り組みを促進することにより、学校教育や地域における諸活動を活性化するとともに、自主、自己表現、豊かな人間関係づくりなど、子どもに「生きる力」を育むことを目的とする活動を支援する。	島本町いきいき・ふれあい教育事業実行委員会	940	費用が発生していない事業もあるが、多くは実行委員会からのお金で事業を実施している。実行委員会の審議機関である推進会議での検討が必要。	見直し	事業費補助として、子どもたちの「生きる力」を育むこと、地域教育コミュニティの活性化等に寄与している。今後は、補助対象経費の明確化のほか、事務負担の軽減などより効率的な運営に取り組まされたい。
R1-36	島本町文化祭事業実行委員会補助金	生涯学習課	事業費補助	島本の文化を育むとともに、生涯学習の普及発展の促進に資することを目的とする。	島本町文化祭事業実行委員会	2,699	町の行事として定着しており、継続して支援する必要がある。	見直し	規模や来場者数の面で町内最大のイベントであり、事業の目的である「生涯学習の普及発展の促進」に寄与している。今後は、補助対象経費の整理・明確化のほか、事務負担の軽減などより効率的な運営に取り組まされたい。
R1-37	町民スポーツ実行委員会補助金	生涯学習課	事業費補助	生涯スポーツの普及振興を促進し、生涯スポーツボランティアの育成等に努めるとともに、町民スポーツ祭及びスポーツレクリエーション祭を実施し、住民相互の親睦と健康増進に資することを目的とする。	町民スポーツ実行委員会	2,609	町の行事として定着しており、継続して支援する必要がある。	見直し	幅広い世代の多数の参加者があり、町民相互の親睦と健康増進に寄与している。今後は、補助対象経費の整理・明確化のほか、事務負担の軽減などより効率的な運営に取り組まされたい。
R1-38	島本町「水無瀬駒」による地域活性化事業実行委員会補助金	生涯学習課	事業費補助	島本町指定文化財第1号に指定された「水無瀬駒 関連資料」を総合的に顕彰し、及び保護し、水無瀬駒のふるさとである本町の住民の郷土理解と文化の向上並びに特産文化等の保護と発展に寄与するとともに、文化遺産を活かした観光振興及び地域活性化の発展に資することを目的とする。	島本町「水無瀬駒」による地域活性化事業実行委員会	387	町の行事として定着しており、継続して支援する必要がある。	継続	水無瀬駒のふるさとである本町の郷土理解と文化の向上に資する事業であり、参加者も多い。全額国費で補助されており、継続して実施されたい。
R1-39	島本町消防団運営補助金	管理課	団体補助(町施策補完型)	消防団活動に係る本団、分団運営費用。	島本町消防本団(1本団)・島本町消防分団(9分団)	500	消防活動については、消防技術や知識の維持、向上が必要であることから教養、訓練等の各種行事の運営費用として補助金を支給しているもの。現状では、消防団活動において補助金を支給することは、適当であると考え、消防団という組織については、任意団体ではなく法律で設置することが規定されており、補助金制度から非常備消防費を拡充し、消防団活動の経常的経費の充実への見直しの検討が必要である。	見直し	本町の消防活動を支える消防団活動への補助であり、公益性が認められる。今後は、他の自治体の状況も参考に、補助対象経費の整理・明確化、精算の実施などのほか、経常的経費への組替えなど、より効率的・効果的な消防団活動への支援について検討されたい。